

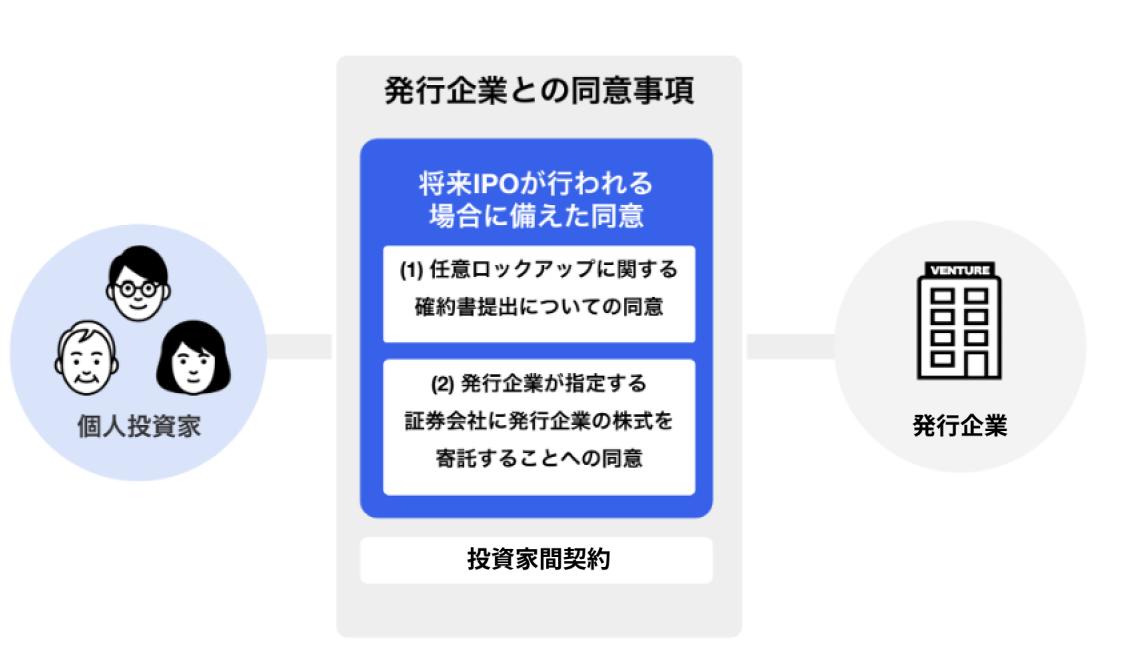
# 将来 IPO が行われる場合に備えた同意について

## ご注意事項

本文書および皆様に同意いただく内容は株式投資型クラウドファンディング実施企業が、将来新規上場を円滑に行うにあたって必要な確約・お手続き等を解説したものであり、将来の IPO を示唆・保証するものではありません。

本書面は「イークラウド」を通じて募集案件にお申し込みいただくすべての皆様に、株式投資型クラウドファンディングを実施した企業による IPO（株式の新規公開）が行われた場合に円滑な手続きを行うため、下記 2 点についてご理解いただいたうえで、株式又は新株予約権の発行企業に対して同意をいただくことを目的としております。

- (1) 任意ロックアップに関する確約書の提出について
- (2) 発行企業が指定する証券会社に発行企業の株式を寄託することについて



## ロックアップの概要と趣旨について

ロックアップとは、IPO 後の安定した株価形成のため「IPO より前から株式を保有している株主が上場後一定期間、保有株式の売却等を行わない等の契約を交わすこと」を指します。



一般的に IPO 直後における IPO 銘柄の株価の動きは不安定で、IPO の直後に大規模な売却が行われる、もしくは行われた場合、売り圧力もしくは潜在的な売り圧力となり、安定した株価形成に大きな負の影響を与えることとなってしまいます。

こういった事態を避け、株価の安定的な形成に資するため、ロックアップという制度が設けられています。

ロックアップには「任意ロックアップ」と「制度ロックアップ」の二種類があります。イークラウドを利用した企業が IPO に至った場合、任意ロックアップの対象になる可能性があります。

### 任意ロックアップとは

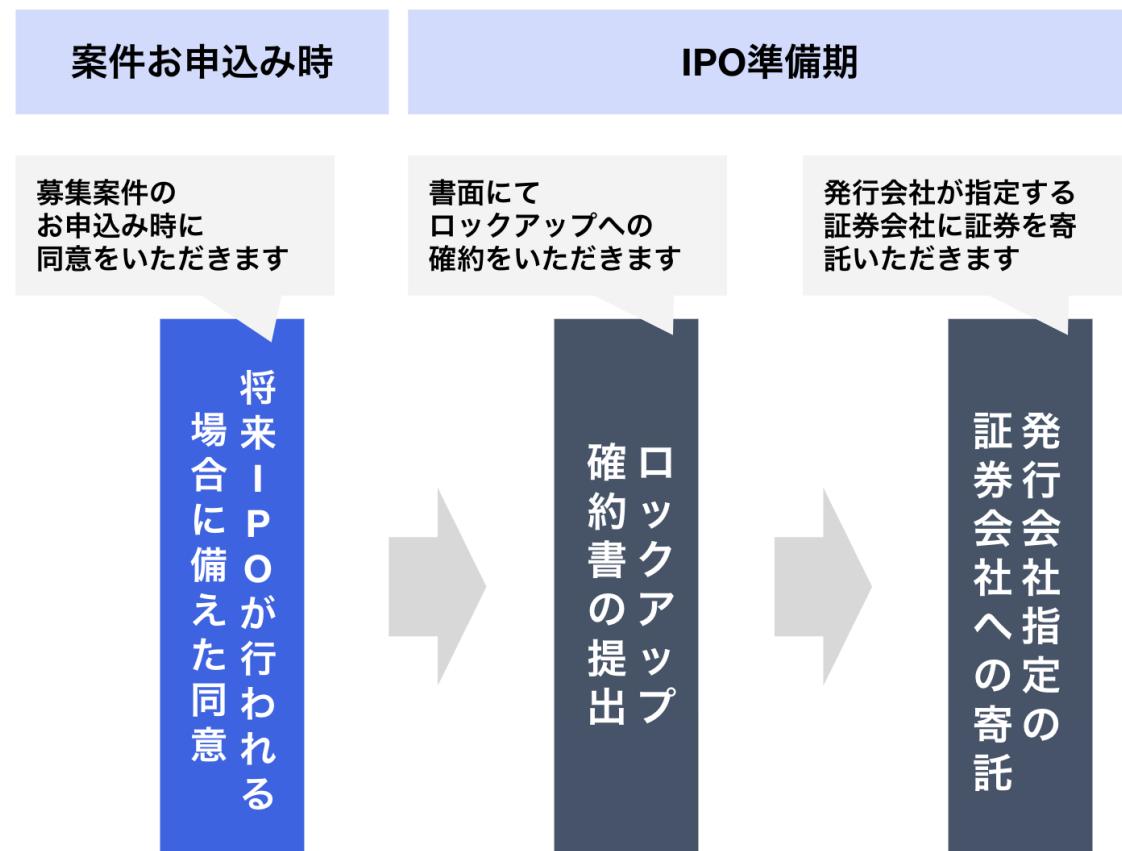
任意ロックアップとは、上場直前期以前から株式を保有している株主と主幹事証券会社との間で、保有する株式等の売却等を一定期間行わない（継続所有する）旨を確約することです。継続所有期間は一般的に、上場日後 90 日目まで、または 180 日目までとされています。

任意ロックアップの内容は、株式上場前に開示される目論見書の「募集又は売り出しに関する特別記載事項」において開示されます。

### 制度ロックアップとは

制度ロックアップとは、上場直前期以降に株主となった方に対し、証券取引所の規則により IPO 後の一定期間（原則として上場後 6 ヶ月）、その保有する株式等について売却せず、継続所有する等の確約をすることです。

クラウドファンディングを実施した企業が IPO に至った場合の流れ



株式投資型クラウドファンディング募集案件のお申し込み、および当該企業による IPO が実施される場合に必要となる手続きは、下記のとおりです。

1. 案件お申込み  
「将来 IPO が行われる場合に備えた同意事項」をご確認のうえ同意いただきます。
2. ロックアップ確約書の提出  
対象となる株主のみなさまへ、事前にメールやお手紙にてお手続きの案内をいたします。 「継続所有に関する確約書」への同意手続きを行い、任意ロックアップに従う確認を行っていただきます。
3. 発行会社指定の証券会社への株式の寄託  
ロックアップを機能させるためには、発行企業の株式を預けて管理可能な状況にする必要があります。そのため、発行会社によって寄託先の証券会社が指定される可能性がございます。

## **募集案件へのお申込みにあたっての同意事項**

クラウドファンディングの募集案件へのお申込みにあたっては、将来 IPO が行われる場合に備え、ロックアップについてご理解いただいた上で、下記 2 点に関して発行企業に対する同意が必要となります。

### **(1) 任意ロックアップに関する確約書提出についての同意**

発行企業からロックアップに関する確約書の提出が要請された場合、それに応じていただきます。

### **(2) 発行企業が指定する証券会社に発行企業の株式を寄託することについての同意**

株式を預ける証券会社が発行企業から指定された場合、それに応じていただきます。